

1 災害救助法の一部を改正する法律

「災害救助法の一部を改正する法律」については、5月8日に閣議決定のうえ法案提出され、6月8日に可決・成立し、6月15日に公布された。

法律の概要

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度を創設。

(1) 救助実施市の指定

内閣総理大臣は、申請に基づき、防災体制や財政状況等を勘案し、救助実施市※を指定するものとする。また、指定に際しては、内閣総理大臣はあらかじめ都道府県知事の意見を聴くものとする。

※ 指定都市を指定、具体的な基準は内閣府令で規定。

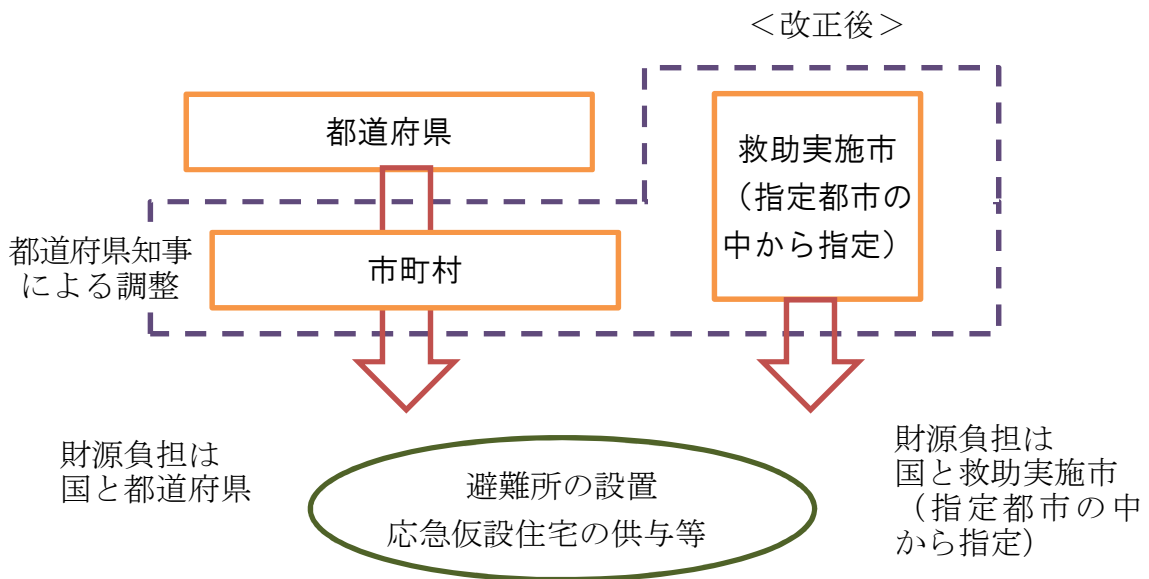
(2) 都道府県による調整

都道府県知事は、救助に必要となる物資（食料や住宅資材等）の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

(3) 災害救助基金

救助実施市は、救助費用の財源に充てるため、都道府県と同様に災害救助基金を積立てておかなければならないこととする。

※ 災害対策基本法第72条第1項に定める都道府県知事の指示権等について、変更はなし。



施行期日

平成31年4月1日

2 災害救助市指定基準検討会議

「災害救助法の一部を改正する法律」が成立したことを受けて、「災害救助市指定基準検討会議」が設置された。

災害救助市指定基準検討会議の概要

(1) 趣旨

6月15日に公布された改正災害救助法において、防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する救助実施市制度が創設することとした。

また、改正災害救助法第2条の3において、都道府県知事は救助に必要な物資（食料や住宅資材等）の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする事とした。

こうしたことから、救助実施市の指定基準とともに、都道府県の広域調整による物資の円滑な調達・配分の仕組みや、関係業界との連携方策について、都道府県、指定都市、関係業界関係者による検討の場を設ける。

(2) 協議事項

- 救助実施市の指定基準について
- 都道府県の物資等の連絡調整のあり方について

(3) メンバー

- 都道府県
宮城県、神奈川県、三重県、兵庫県、広島県、熊本県
*オブザーバー 全国知事会
- 指定都市
仙台市、横浜市、新潟市、京都市、神戸市、熊本市
*オブザーバー 全国指定都市市長会
- 日本赤十字社
- 関係団体
プレハブ建築協会、全国宅地建物取引業協会連合会
全日本不動産協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会
全国建設労働組合総連合

(4) スケジュール

平成30年7月から

(5) 事務局

内閣府